

広島県告示第五百九十四号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号
所 在 地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	南谷大池（別表一のとおり）
広島県竹原市	明神池（別表二のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所 在 地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	第二池（別表五のとおり）
広島県江田島市	新池外一箇所（別表六のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第千八十八号
所 在 地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	吉ヶ池（別表五のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第二十二号
所 在 地	特定農業用ため池の名称
広島県庄原市	御伊勢池外一箇所（別表四のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百二十号
所 在 地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	黄盤池（別表一のとおり）
広島県庄原市	田の口池（別表四のとおり）

広島県東広島市		向井上池外三箇所（別表五）	
告示番号	令和三年広島県告示第六百号		
所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称		
広島県府中市	寺迫池（別表三のとおり）		
広島県庄原市	金屋池（別表四のとおり）		
広島県東広島市	越本奥池（１）外三箇所（別表五のとおり）		

別表一から別表六までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。